

ラムサール条約第8回締約国会議の結果について

1. 日程:平成14年(2002)年11月18日～26日
2. 開催地:スペイン・ヴァレンシア
3. 参加者:締約国133ヶ国のうち119ヶ国の政府代表のほか、オブザーバー国、NGO等、合計約1,000人が参加。
我が国からは、環境省、外務省及び国土交通省職員が政府代表団として参加した。

4. 結果の概要:

(1) 各種決議の採択

今後6年間の条約の目標及び活動内容を取りまとめた条約の戦略計画(2003-2008年)等、条約の運営に関する決議のほか、湿地の保全と賢明な利用に関する技術的なガイドライン等、計46本の決議が討議、採択された。

主要な決議案は以下のとおり。

決議 . 1「湿地の生態学的特徴を維持するための水資源の配分と管理に関するガイドライン」

持続可能性、管理のフレキシビリティをはじめとした7項目の原則を定め、そのための意志決定枠組み及びプロセス、方法論等について記述した附属書(ガイドライン)の利用を各締約国に要請。

決議 . 16「湿地の復元に関する原則とガイドライン」

湿地復元実施にあたっての意志決定や実施の手順を示した原則とガイドラインを示し、各締約国が適用することを要請。さらに国内湿地政策及び計画にこれらの手続きを統合することとしている。

決議 . 19「湿地の効率的管理に際して文化的価値を考慮するための指導原則」

附属書として添付された27項目の指導的原則のリスト(文化的側面の特定、文化的景観の保護、伝統的管理手法の維持、芸術の利用等)について、締約国がこれを考慮するよう要請。

決議 . 37「アジア太平洋地域の渡り鳥保全に関する国際協力」

我が国が豪州と共同で提案した決議であり、アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全の推進に向けて各国及び国際機関等の支援協力を要請。

(2) 常設委員会アジア地域代表の選出

我が国は1999年以降、ラムサール条約常設委員会のアジア地域代表を務めている。会期中に開催されたアジア地域会合においては、これまでの我が国の積極的な貢献が各国から高く評価され、地域代表として再任された。なお、我が国の他には、イラン及びインドネシアが選出された。

(3) 次回締約国会議の場所

次回の締約国会議は、3年後にウガンダにおいて開催されることとなった。

(4) ラムサール条約湿地の登録及び認定証授与式

会議の議題ではないが、11月18日付けで、宮島沼(北海道)及び藤前干潟(愛知県)がラムサール条約湿地として登録された。これを受けて会期中の11月22日に認定証の授与式が開催され、ブラスコ同事務局長から関係地方自治体に認定証が手渡された。